

2. 用語の解説

(本文中に「※」がついている用語の説明集です。)

あ行

◆移動円滑化基準

交通バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機等に関する基準のこと。

◆NPO（エヌピーオー）

公共サービス等をしている民間非営利組織のこと。non-profit-organization の略

◆音響装置

歩行者用信号の青時間帯に音を出して横断歩行者に知らせるもの(視覚障害者用付加装置)を取り付けた信号機のこと。

か行

◆車いす対応トイレ

基本的にトイレの中で車いすが回転でき、便座の左右に手すりなどがあるトイレを指し、多目的トイレも含まれることがある。

◆交通結節機能

乗継駅、バス停そして鉄道とバスなどの乗換えがある駅前広場のような交通動線が集中的に結節する箇所、もしくはそこでの関係機能のこと。

◆交通バリアフリー基本構想

一定規模の旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設、周辺の道路(特定経路等)、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、この重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を定めたもの。

◆交通バリアフリー教室

国民一般が高齢者・身体障がい者等に対する介助等の体験等を行うことを通じて、交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者・身体障がい者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会の実現を目指すことを目的とした国の施策。

◆交通ボランティア

地域住民を主体とするボランティアが、主として最寄りの鉄道駅等において、高齢者・障がい者等の移動制約者が公共交通機関を円滑に利用できるよう簡単な介助その他の支援活動が無償で実施する活動のこと。

◆高齢化率

総人口に対する65歳以上の人口の割合のこと。

◆心のバリアフリー

駅などで車いすの人などが困っている場所を見かけた時に、自然に声をかけ快くサポートできること。

さ行

◆視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告を行うために、路面に敷設されるブロックのこと。移動方向を指示するため平行する線状の突起をその表面につけた線状ブロックと、警告又は注意喚起を行うため点状の突起をその表面につけた点状ブロックがある。

◆重点整備地区

特定旅客施設を中心に半径 500m～1 kmを目安として定めるバリアフリー化を重点的に推進する地区のこと。一般的に道路や川、自治会区、字界などで区切られる。

◆準特定経路

移動経路としての重要性が高く、バリアフリー化に関する整備に着手するものの、平成 22 年度までに完了することが困難なものや、歩車共存型での道路整備など、移動円滑化基準を一部満足しない経路。

た行

◆低床バス

乗降性をよくするために客室までの階段を低く、あるいは少なくしたバス。

◆特定経路

移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害等者が日常生活又社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、その他の施設と特定旅客施設との間の経路のこと。平成 22 年度までに移動円滑化基準に沿った整備が可能な経路。

◆特定旅客施設

一日の利用客数が 5,000 人を超える旅客施設など、交通バリアフリー法の対象となる一定規模以上の旅客施設のこと。

は行

◆バリアフリー

高齢者や身体障がい者等を取り巻く障壁（バリア）をなくし、誰もが自由に社会参加できるような環境のこと。

◆バリアフリーマップ

段差の解消や車いす対応のトイレなど、高齢者や障がい者などが利用しやすいよう工夫している公共施設や店舗などのバリアフリー情報を絵文字で表示するなどわかりやすく掲載した地図のこと。

ま行

◆まちづくり協議会

まちづくりの対象となる地域の人々が主体となって、自分たちのまちづくりを考え、実現していく集まり。

や行

◆要約筆記

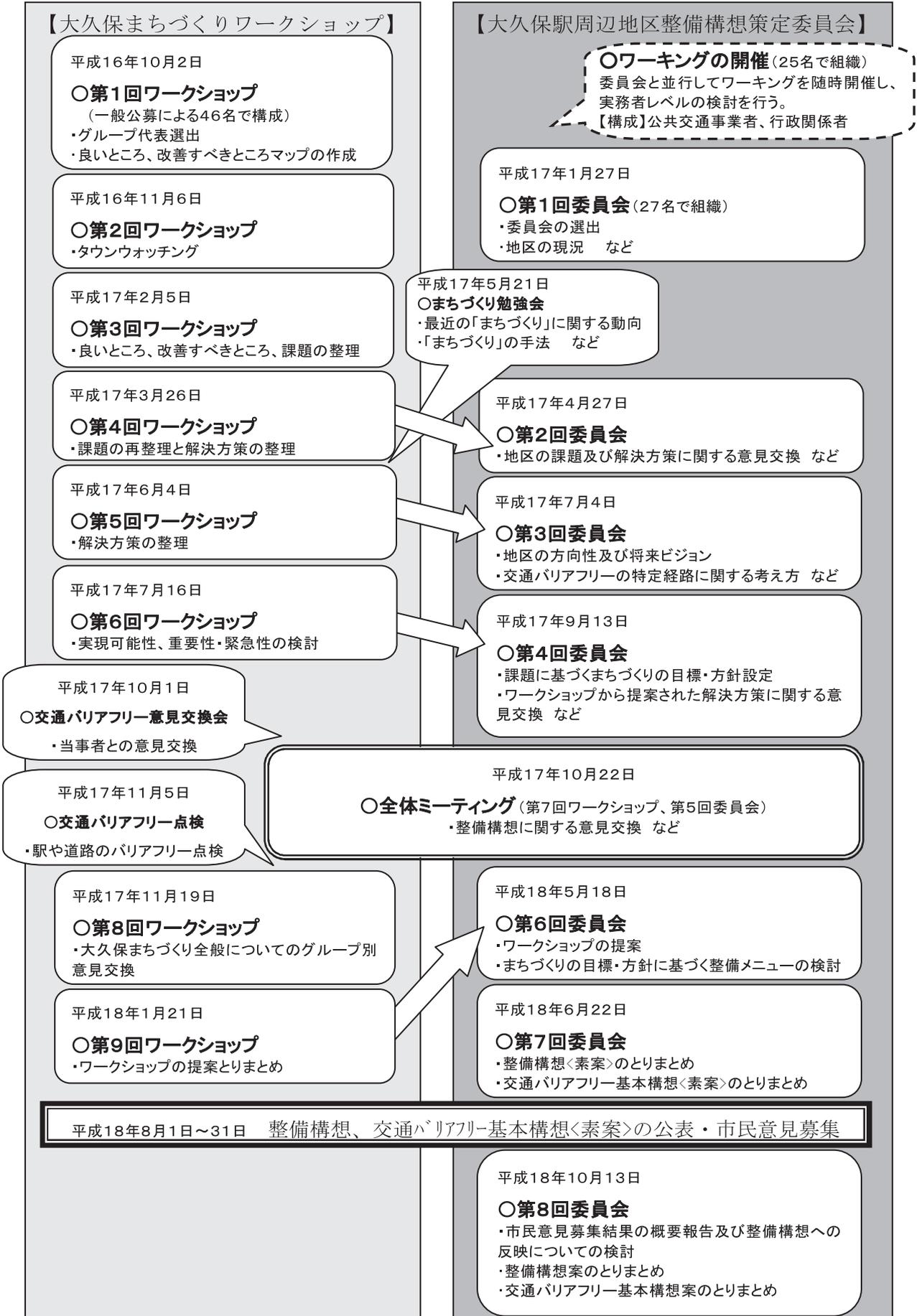
耳が聞こえない、聞こえにくい方に、話し手の言葉等をその場で筆記していくこと。

わ行

◆ワークショップ

もともとは作業場、研修場の意味。都市計画やまちづくりの分野では地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や共同作業などを通じて、地域の課題発見、創造的な解決策の考察、それらの評価などを行っていく活動をさす。

3. 大久保駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経緯



4. 大久保駅周辺地区整備構想策定委員会設置要項

(目的)

第1条 宇治市総合計画において広域拠点に位置付けられた大久保駅周辺地区における整備構想を策定するため、大久保駅周辺地区整備構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、大久保駅周辺地区におけるまちづくりの基本方針及び公共施設に関する整備構想を策定すると共に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）に基づき当該地区における「移動円滑化基本構想」を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、専門的な意見を求めるために、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成17年1月27日から施行する。

(別表) 大久保駅周辺地区整備構想策定委員会名簿

分類	職名	氏名
学識委員	立命館大学工学部都市システム工学科教授	(委員長) 塚口 博司
	大阪産業大学工学部都市創造工学科助教授	(副委員長) 波床 正敏
	立命館大学工学部建築都市デザイン学科助教授	平尾 和洋
市民委員	大久保まちづくりワークショップ交通問題検討グループ代表	森 進治
	大久保まちづくりワークショップまちづくり問題検討グループ代表	中山 雅永
	大久保まちづくりワークショップハリアリ検討グループ代表	金森 清正
	宇治市社会福祉協議会副会長	堤 武彦
	宇治商工会議所常議員	高見 進
公共交通委員	西日本旅客鉄道(株)京都支社総務企画課長	中村 智 (※1)
	近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部企画統括部土木部課長	牧 洋史
	(株)京阪バスシステムズ総合企画室部長	藤山 雅三
	京都タクシー業務センター常任幹事	富田 博
行政委員	京都府宇治警察署交通課長	坂上 征芳 (※2)
	京都府土木建築部道路総括室道路計画室長	伊東 尚規
	京都府土木建築部都市計画課長	平山 哲男
	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長	柴田 一宏
	京都府山城北土木事務所長	久保 修 (※3)
	城陽市まちづくり推進部長	池上 忠史 (※4)
	久御山町事業建設部長	田中 康彦 (※5)
	宇治市技監	山崎 隆 (※6)
	宇治市政策室長	溝口 憲一 (※7)
	宇治市財務室長	土屋 炎 (※8)
	宇治市市民環境部長	仲野 正之 (※9)
	宇治市健康福祉部長	糸 要治 (※10)
	宇治市教育委員会教育部長	五艘 雅孝 (※11)
	宇治市建設部長	桑田 静児
宇治市都市整備部長	石井 章一	

※1 第2回委員会まで奈倉 宏治 委員

※2 第1回委員会まで交通課交通総務係長 上田 國彦 委員

※3 第6回委員会まで後藤 和廣 委員

※4 第7回委員会まで都市整備部長 狩野 雅史 委員

※5 第5回委員会まで片岡 清嗣 委員

※6 第1回委員会まで野口 美具 委員

※7 第1回委員会まで企画管理部長 石田 肇 委員

※8 第1回委員会まで総務部長 小沢 章広 委員、第5回委員会まで財務室長 田中 彰 委員

※9 第1回委員会まで乾 久雄 委員

※10 第1回委員会までは職名が保健福祉部長

※11 第6回委員会まで塚原 理俊 委員